

各位

2020年12月23日

放射線取扱主任者

波戸 芳仁

筑波実験棟 B1 回廊における放射性同位元素等の規制に関する法律
施行規則 第 22 条の 3 項の適用について

筑波実験棟B1 回廊において、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第22条の3項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期 間：2020年12月23日（水） から 2021年2月5日（金）まで
2. 場 所（図1の赤色で示す区域）： 筑波実験棟・地下1階回廊部分

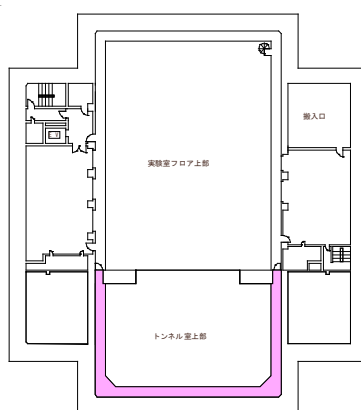


図1 筑波実験棟・地下1階

配布先

機構長

（管理局）施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室

（素核研）所長、副所長、事務室

（加速器）施設長、各主幹、事務室

（物構研）所長、副所長、事務室

（共通）施設長、各センター長、事務室、放射線受付

（担当者）当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、
管理室員